

日本人抑留者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年四月七日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿

日本人抑留者に関する質問主意書

読売新聞がロシア連邦国立公文書館から入手した日本人抑留者名簿に関して質問します。

一 政府は、旧ソ連が現在の北朝鮮東部に開いた「第53送還収容所」の日本人抑留者八百六十九人の名簿を、いつ、どこから、いかなる経過で、入手したのですか。

二 前記一に関して、これまで政府が公表しなかった理由は何ですか。

三 政府による日本人の身元調査は、なぜシベリア抑留者が優先されたのですか。

四 政府は、旧ソ連やモンゴルに抑留された日本人は何人で、そのうち何人が亡くなったと認識していますか。

五 政府はシベリアから朝鮮半島北部に「逆送」された日本人の名簿をロシア政府から入手していますか。入手しているとしたら、それはいつのことで、何人分の名簿ですか。またそこに記録されている日本人は軍人や軍属だけですか。それとも民間人もふくまれていますか。それぞれの人数をお示し下さい。

六 政府は旧満州、朝鮮半島北部、南樺太で抑留された日本人について、どんな資料を持っていますか。

七 政府は日朝交渉の課題のひとつである日本人遺骨問題に関して、ロシアから入手した抑留者名簿を活用

する準備はありますか。あるとすればどのような活用法ですか、具体的にお示し下さい。

八 政府は北朝鮮の「龍山墓地」に埋葬された日本人の遺族名簿を持っていますか。持っているならば公開する準備はありますか。公開する準備がないならばその理由は何ですか。「第53送還収容所」の日本人抑留者名簿を厚生労働省のホームページに公開することとの関連で、お示し下さい。

右質問する。